◉韓国政府は15名の留学生らを全員即時釈放せよ！
◉日本政府は15名の留学生らの人権回復に努力せよ！

11.22通信

1980年 5月21日
第23号
1部100円＋カンパ
年6回発行
振替口座
大阪4649・摂津富田教会

編集・発行所
「11・22在日韓国人留学生・青年不当逮捕者を救援する会」
大阪府高槻市富田町3－7－25
摂津富田教会（〒569）
電話 0726－96－2562

5・27 徐俊植氏の即時釈放を！

社会安全法・再更新を断固阻止せよ！

運命の5・27が目前に迫ってきた。二年前のこの日、在日韓国人政治犯捏造事件の最初の犠牲者である徐俊植氏（31）＝京都市西京区＝は、七年の刑期を満了したにもかかわらず、政治犯の永久幽閉を定めた「社会安全法」を適用され、さらに二年間の拘禁を余儀なくされた。その後、家族・救援会の必死の訴えにもかかわらず、当局は依然として徐俊植氏を清州保安監護所に投獄したままである。来る五月二十七日は、「社会安 全法」適用後初の更新期限となる。徐俊植氏の自由を獲ち取ることは、一人彼のみの問題にとどまらず「11・22事件」をはじめとする在日韓国人「政治犯」及び韓国内の全政治犯の帰趨にも影響する重大な問題である。苦節九年の徐氏が非転向を貫いたまま釈放されるか、それとも再び獄舎に閉じ込められるかは、われわれの救援運動がどれほどの世論を巻き起こすかにかかっている。二年前のあの屈辱の5・27ではなく歓喜の5・27とせねばならない！

徐俊植氏

「社会安全法」の〝保安監護処分〟は二年を一区切りとして、本人の〝改悛〟がみられない限り永久投獄を可能とする、世界でも最悪の治安立法だ。

一昨年五月二十七日、早朝の全州矯導所前で家族、救援会員、マスコミ関係者二十数人が見守る中、徐俊植氏は非転向を理由にこの法を適用され、獄外に一歩を印すことなく再び収監された。

来る五月二十七日はその二年目の更新日に当たる。そのため、今度こそ必ず徐俊植氏を釈放させようとの声がいま各地で急激に高まっている。

「徐君兄弟を救う会」＝事務局、京都＝と「徐君兄弟を守る文学創造者と読者の会」＝事務局、東京＝を中心に、各地で集会、デモ、ハンスト、討論会、等の予定がぎっしり詰まっている。

また韓国大統領、法務部への要請葉書きも全国で取り組まれ、既に三千通以上が送られた。署名も地域、労組、学園などで集中的に集められている。文化人署名も五〇〇人を目標に現在精力的に回されるなど、徐俊植氏釈放への気運は盛り上がりつつある。

他の「政治犯」救援組織も一斉に呼応し、各々の救援課題と連動させ、「再適用阻止」を合言葉に頑張っている。東京では、「全国会議」と「家族僑胞の会」が〝五月二十七日まで徐俊植氏を取り戻す六〇日間運動〟に取り組んでいる。スケジュールは、対日本政府交渉を重ね、徐俊植氏の早期釈放を要請するほか、韓国大使館への抗議行動も予定している。ことに五月二十四日（十三時、桧町公園）に予定されている大使館デモは首都圏では最大規模になる見込み。また5・27当日にも豊島公会堂で集会を開催する。なお、「全国会議」では吉松繁事務局長が渡韓の予定で、現在ビザ申請を進めている。

東京ではこのほか、「東京連絡会」参加の五個別救援会を中心に、広島、湘南、神奈川の救援会も加わった「救援会連合」が結成され、徐氏完全釈放へ渡韓行動も含む共同闘争を展開する。また統一情宣を積み重ね、五月十七日〜十九日にかけて数寄屋橋公園で四十八時間の〝ハンスト〟に突入する。

関西でも、「11・22救援会」や「大阪連絡会」を中心とした抗議行動や集会が目白押しに予定されている。当面大きな取り組みとしては五月二十一日、大阪北区の中之島公会堂で集会を開く予定。また、徐兄弟の出身地である京都では、「京都連絡会」が中心になり、五月十六日〜十八日にかけて四条河原町で五十一時間の「ハンスト」を行う。

日本だけでなく国際的な関心も徐々に起こっている。国連人権委員会、アムネスティー、国際法律家協会なども、既に韓国に書簡を送り徐俊植氏の釈放を求めている。

世界の良心の叫びを一つにして徐俊植氏をオモニのもとへ取り戻さねばならない。

◇　◇

徐兄弟逮捕九周年に抗議する集会が、去る四月二〇日、東京渋谷の勤労福祉会館で開かれた。集会では、徐俊植氏の即時釈放を求める決議文が採択された。また「救援会連合」の発足が報告され、5・27に向けて全力を挙げるとの決意表明がなされた。

京都では去る五月十日、YWCA会館で「徐俊植氏の即時釈放を求める集い」が開かれ、約一〇〇人が参加した。集会では「世界」の安江良介が講演を行った。

政治犯家族ら 独自に陳情団

「11・22事件」等で拘束されている関西の「政治犯」家族ら約二〇人は、去る五月八日大阪市内で初の会合を持ち、家族独自の「陳情団」を韓国に派遣することに合意した。「陳情団」は、康宗憲氏の父親康圭禅氏を団長に、事務局長には金秀顕氏（李哲氏義兄）、それに五家族が加わった。

五月十二日夜、ソウルで合流した七家族の陳情団は、十一家族が署名した「陳情文」を携え、翌十三日早朝の金泳三氏宅の訪問を皮切りに行動を開始した。金氏は「皆さんのため出来る限りのことをしたい」と協力を約束した。

法務部では、矯正局の崔次長が応待した。崔次長は、釈放や減刑は権限外と逃げたが、家族一人ひとりの話に聞き入っていた。

その後、日本人特派員、日本大使館、韓国の「人権委員会」を回り救援の依頼を行った。

十四日には、尹潽善前大統領の私邸に招かれた。ここでは夫人の孔徳貴さん、金芝河氏の母鄭琴星さん、朴炯圭氏夫人らも同席し、一行の労をねぎらい歓談した。ことに尹前大統領は、家族の一人の訴えに涙をみせたという。

なお、在日韓国人「政治犯」救援史上、家族らが独自に「陳情団」を本国に送ったのは前例がない。

◇　◇

これら家族の行動に呼応して、「李哲氏を救う全国連」が中心になり、東京、大阪、福岡、名古屋等で韓国公館への要請行動と記者会見が、十二日午後同時にもたれ家族の身辺の安全とその陳情を受けるよう要望した。

4・20集会（東京渋谷の勤労福祉会館）

渡韓報告 徐君兄弟の早期釈放を！

山田昭次

私は三月二六日渡韓し、三月二九日に韓国大統領官邸（青瓦台）に、在日韓国人政治犯徐勝氏の恩師・譚峻衆三元東京教育大学教授をはじめ同大学元教官同窓生一一二名が署名した徐勝、俊植兄弟の早期釈放嘆願書を提出した。それと同時に、日本大使館を仲介にして青瓦台の民願担当官に面会し、嘆願書の趣旨を説明し、かつ徐兄弟との面会許可をとりつけようとしたが、民願担当官は多忙を理由として私に会うことを避け通してしまった。

こうして青瓦台との交渉は実現しなかったが、四月一日に徐勝氏が拘禁されている大邱矯導所を訪問し、まず差し入れをした。差し入れ品受付所に電話があって、急に「こちらにこい」といわれ、獄舎のある構内入口の守衛所にひっぱって行かれた。しばらくすると、獰猛な顔をした四〇代ぐらいの男が現われて、「一九七八年に来たことがあるのか。ソウルではYMCAホテルに泊ったのか」と質問した。これらのことは青瓦台に提出した書類に書いてあったことである。青瓦台から勝氏に会わせるなという指令があったのであろう。この男は自分の氏名・官職を一切明かさず、あたかも警察官が犯人を訊問するように、こと細かに私の行動について質問した。

四月二日に徐俊植氏がいる清州矯導所を訪れた。清州矯導所側の対応は大邱矯導所のそれとほぼ同じで、俊植氏との面会は許されなかった。私が調べたところでは、面会を許されるのは、多少でも政治犯の転向に役立つと思われる人物のみであり、最近は転向させることに焦っているように思われる。

結局、私は徐兄弟の面会はできずに帰国した。目下、「徐君を守る東京教育大学元教官・同窓生の会」（仮称）が、長期になるであろう運動に備えて結成されつつある。

（東京教育大学卒業生、立教大学教授）

恩師らと面会を…… 京都の救援会 外務省に要請

昨年七月、山田阪大教授がソウルの拘置所の白玉光氏と、外務省ルートで初の面会を果たしたが、それに刺激され他の救援会でも拘束者と日本人の面会を実現しようとの動きが活発である。

京都の救援グループは、去る三月十八日、四月二十二日の両日に持たれた対政府交渉時に、外務省に「留学生らと日本人恩師、友人らの面会斡旋に尽力して欲しい」との要望文を提出した。

面会を希望しているのは、木村彰吾氏（48）＝立命館大教授、＝が同大学出身で光州矯導所に在監している金勝孝氏（30）＝懲役十二年＝と柳英数氏（29）＝無期懲役＝の二人に。高原宏平氏（42）＝同志社大教授＝は全州矯導所の姜鍾健氏（28）＝懲役七年＝に。

また、同志社大学で金哲顕氏（32）＝光州矯導所、無期懲役＝の友人であった藤原史朗氏（35）＝市立尼崎高教諭＝も再会のため渡韓の意思を表明している。

三氏は現在各個別救援会のバックアップのもと外務省に懸命にかけあっている。

もし実現すれば、全州、光州両矯導所とも日本人の初の面会となるわけで、関係者は注目している。木村教授は五月末頃、高原、藤原氏は七月中旬頃に渡韓したいといっている。

救援の集い 4・25 京都で

去る四月二十五日、京都バプテスト教会で〝救援集会〟が持たれ約一〇〇人が集まった。康宗憲氏の軌跡を追った映画〝手を握り合える日よ再び〟が上映された。〝徐君兄弟を救う会〟から大邱矯導所の徐勝氏（35）との面会が五年ぶりに実現したとの報告がなされた。徐勝氏は、「俊植は釈放されねばならない」と当局への怒りを隠さなかったという。また、金勝孝、柳英数両氏の面会のため近く韓国を訪問する予定の木村立命大教授がアピールに立ち、「文学部長を含む多数の教官署名が集まり、私の面会を支援してくれている」と述べた。

救援カンパを

在日韓国人「政治犯」救援運動は、本年初頭より胎動著しいものがあります。練獄で塗炭の苦しみをなめる残された友人たちを救うためにさらに一層奮闘せねばなりません。しかし、救援会の財政は現在極端に悪化し、一ヵ月前から赤字が続いております。

通信発行や渡韓、等の救援課題にも重大な支障が生じています。どうか、いま一度、無理を承知で切なるカンパをお願いします。

（送り先き・郵便振替 大阪4649
摂津富田教会）

断鎖

F君、私は眠られぬままとうとう起き出し、深更のいまこれを書いている。早鐘のような熱い鼓動を鎮めるためには、誰彼となく語りかけたい心地だ★昨夕ある友人から一人の韓国人良心囚のことを告げられた。光州矯導所に服役している姜東昌氏（54）のことである。一九四九年末、東国大学生だった姜氏は学生運動の最中に拘束された。韓国動乱前夜の物情騒然とした当時で、裁判では簡単に無期懲役が科された。以来三十一年に及ぶ彼の苦痛に縁どられた境涯は、傷つき斃れ、虫けらの如く屠（ほふ）り捨て去られた夥しい韓国非転向政治犯の縮図といえよう。「人類が考案した拷問は殆ど体験した」と姜氏は語る。同時期に逮捕されたもう一人の無期の良心囚も忘れてはならない。大田の金明宣氏（56）の嘗めた辛酸も凄絶を極めている。「これまで生き永らえたのが奇跡だ」と述懐する彼はいま、一人での起居が困難となり同房者の介護が必要という★韓国獄内の「反共法」「国家保安法」関係者、いわゆる国事犯への当局の対応は異常としか思えない。転向を迫り間断なく繰り返される系統的拷問は、常人の理解を遥かに超え、政治犯の肉体と精神を蝕み責め苛み続けるだけでなく、獄吏の精神をも荒廃させている★牧師の肩書きを持ち、北から逃げてきたというある教務課長は、非転向政治犯を転向させることだけに生甲斐を感じている。その名は政治犯たちに〝悪魔〟の響きをもって恐れられ、事実彼の毒牙にかかり殺された者も少なくない。つい先年も、二十数年間非転向を貫いた政治犯が残忍な手段で非業の死を遂げた★F君、人間に未来はあるのだろうか。叡知と理性が支える正義と愛は失せたのだろうか。いま私は暁明を迎える。しかし、一筋の薄明すらもこの韓国の最暗部には届かない。姜、金両氏は三十一年間、差し入れも面会も途絶、極度の栄養不良と拷問の後遺症で全身衰弱し、その命は旦夕（たんせき）に迫っているという★韓国の政治犯八百余名の中で、姜、金両氏の拘置年数は最長である。

特集 韓国獄舎の実態

本年初頭、「11・22通信」編集部は「特別取材班」を編成し、昨年帰日した在日韓国人元「政治犯」らとの個別インタビューを開始した。元「政治犯」が日本各地に点在することや、民団、在日KCIA（大使館、領事館）、外事警察等の絶えざる監視と圧力のためこの取材は終始難航したが、このほどやっと所期の目的をほぼ達成することができた。

「取材班」の総力を挙げ膨大な時間を費して集められた内容は、予期した通り衝撃的なものばかりであった。KCIA（韓国中央情報部）・CIC（陸軍保安司令部＝当時）の取調べ過程、裁判の進行、拘置所・矯導所内の処遇、転向工作の実態、それに獄内の韓国人政治犯の状況等、その殆どが未だかって公表されたことのない事実で、まさに韓国現代史の貴重な証言といえよう。

今回の「特集」では、刑務所における獄中生活と"転向"の実態とを明らかにしたい。なお「取材班」はより一層"証言"の正確を期すため、補強取材を約一週間韓国内で行った。

（本特集で"刑務所"の言葉は、拘置所、矯導所の総称として使用した）

獄中生活

ソウル拘置所は、政治犯を一カ所にしない。バラバラに適当に配置している。しかし、大田矯導所では、非転向政治犯は第六舎（特別獄舎）に集中的に収監している。この六舎は、俗に"シベリヤ"とも呼ばれ四十二の独房がある。

光州矯導所も同様で、第二舎（七十一房）にまとめて入れられている。大田、光州とも転向すると一般囚と同じ雑居房に移る。但しソウル拘置所では、死刑囚は自殺の恐れがあるとのことで手錠をかけられ雑居房に入れられている。

居房が決ると、原則としては官給品が支給される。靴は黒のゴムン（ゴム製シの韓国の靴）、石ケン、タオル、歯みがき、等の日用品。下着はパンツ一～二枚（一年に一回）。

このほか、衣服、寝具として、夏に木綿の半ズボン、半袖シャツ。シーツが二枚。春と秋には、長ズボンと上着、毛布が二枚。冬は、綿入れの服上下と2m四方の蒲団一枚。衣服の色は全て青で統一されている。

散髪は一カ月に一回で、下獄すると全て丸坊主にされる。風呂は各刑務所ごとによって異なるが余り規定（週に一回）が守られていない。

大田、光州では一カ月に一度位だが、ソウルでは一年半、一度も入らなかった者もいる。

この時は、雑水で身体を拭く。

"運動"と"風呂"は、在監者と看守の間でよくトラブルの種になる。トイレ用の紙は、わら半紙20㎝四方のものが一日二枚。

筆記具は与えられない。そのため、受刑者は"万年ノート"を各自とも製作、代用するそうだ。この"万年ノート"は、玩具屋で売っているマジックノート（絵や字を書き、上のナイロンをひきはがすと消える）と同じ原理のものである。

このように創意工夫で種々の道具を作ることが可能だ。ある拘束者は、運動場で拾った針金に、やはり拾ったガラスの破片で小さな穴を穿ち針を作ったそうである。

糸は靴下をバラす。衣服の繕いものはこれで殆ど用を足せたという。

一年を通しては、やはり春と秋が最も快適だという。冬は、零下三度から十度位まで下がり、出される食事も凍り、口の中でシャリシャリと音がするそうだ。寝具は官給品だけでは到底我慢できない。夜中に眠れず、昼にまどろむことが多いそうだ。体力のある間は、それでも何とか耐えられるが、徐々に消耗してくると、冬が来る前に、「この冬を乗り越えられるだろうか」と想う政治犯も少なくない。

しかし、最も拘束者が嫌がるのは夏である。獄舎全体が非衛生なため、便器などからあらゆる害虫が登場する。南京虫、ダニ、シラミ、ノミはいうに及ばずウジ虫も珍しくない。白い天井や壁が虫で真黒になるほどだ。また、人間にも所かまわずたかって来る。

このため全員もれなく皮ふ病を患い、冬が来るまで治癒しないという。

獄中生活はこのようにおしなべて苛酷な状況下で絶えず苦痛を強いられるものだが、政治犯はこの地獄にも等しい境遇にあっても、節操を失わず、ことあるごとに待遇改善を叫び、当局の卑劣な転向強要に果敢に抵抗している。

「毎日、毎日が闘いの連続であった」とある元「政治犯」は述懐している。この獄中闘争には緊急措置関係で拘束された国内民主化グループの人士や学生たちをも巻き込み、韓国の全刑務所で、しばしば"騒乱"に近い状況が何度も発生したという。

抵抗の手段としては、ハンスト、運動の拒否、叫声、食器などで房の扉を乱打する等で、この結果、所側と拘束者との団交が行われることも珍しくない。今回のインタビューに答えてくれたもう一人の元「政治犯」は、次のようなメッセージをぜひ載せてほしいと要望してきた。

「日本での真心のこもった救援運動が、どれほどわれわれを励まし奮い立たせてくれたかは何と表現していいか分からないほどです。

一枚の葉書きや差し入れ伝票が届けられた日は、一日中ウキウキしたものです。しかし、みんなと一緒に出れず心苦しい。残りの人たちが一日も早く出れるよう頑張って下さい。

いま一番心配なのは、闘いの中で知りあった韓国の政治犯たちのことです。獄内での非転向政治犯の待遇は、凡そ人間扱いをされず、犬や猫以下です。緊急措置違反者や在日政治犯が、これら二〇～三〇年間の獄中生活を続けてきた政治犯を、体を張って支えてきたのですが、いまは釈放されて彼らを守る人たちがいません。この暗黒の中で、差し入れもなく過ごしている韓国の政治犯をぜひ支援して下さい」。

購売制度

拘束者には、領置金が差し入れられる。一カ月十万Wを限度とする。このお金がなければ、刑務所生活を過ごすことは不可能に近い。

午前中、「担当」が回り、購売の依頼を聞いて歩く。品物の一覧表はない。常時、変わるからかも知れない。一日で使用できる金額は、日用品は一～二〇〇〇W、食料品は二～三〇〇〇W。

品物の種類を列記すると、タオル、石ケン、チリ紙、下着、靴下、等の日用品。食料は、果物類、菓子、パン、アメ玉、マーガリン、卵、うどん。ソウル拘置所は未決囚のため、比較的品数が多い。丼物、牛乳、五目飯、等が加えられる。また、差し入れできるものとしては、缶詰類、餅、等。

薬品類も直接差し入れが現在拒否されているため、領置金で購入できる。但し、風邪薬、腹痛薬、ビタミン剤、等に限られる。

居房

政治犯たちの日常生活の基盤ともいうべき"居房"を紹介しよう。

各刑務所とも、日帝統治下に建設されたため老朽が激しいが、当時朝鮮の山野を乱伐した木材をふんだんに使い、かなり"贅"の限りを尽した頑丈な代物である。

各刑務所とも日帝時代の名残りで、日本式の間取りとなっている。

独房：
▼定員は一名。一・五畳。トイレは約〇・五畳（各房とも同じ）

雑居房：
▼定員五名（通常八～九名）。三畳。
▼定員七名（通常十～十二名）。四畳半。
▼定員九名（通常十五～十七名）六畳。
▼定員十三名（十八～二十二名）八畳。

食事

一般的な一日のメニュー。

朝食
ご飯（約七勺）。大根の葉の味噌汁（三百cc）。ニンニクの茎の醤油漬け（四〇g）。キュウリの浅漬け（三〇g）

※ご飯は、米、麦、大豆が2：4：4で、非転向組は量が少ない。味噌汁は必ず付くが、わかめのすまし汁の時もある。惣菜は醤油漬けが殆どである。煮る焼くは面倒らしい。

昼食
ご飯（三食とも同じ）。イワシの燻製一匹（七〇g）。キムチ。

※昼のみ唯一の動物性たん白がでる。燻製はこのほか、アジ、サバ、明太魚、等で、いずれも七〇g。

燻製は半年に一度位、所内で大量に製造するため際限なく同じものがでる。しかし、四～五カ月めになると腐ってくるので唐辛子を大量に入れて出される。ドロドロになり腐臭がひどくても食べるそうだ。キムチは少量だが、塩分の過剰摂取は腎臓高血圧の原因になるので、洗って食べる人が多い。

夕食
ご飯。汁（朝と同じ）。ゴボウ、ニンジンの醤油漬け（七〇g）。

※一日の食事構成は、一年を通して殆ど変わらないが、週に一度位出るものとしては、肉汁（実が皆無）、生玉ネギ（半個）、もやし汁、青のりの醤油漬け、等。ま

（四面下段に続く）

矯導所の一日……

六時の起床と同時に矯導所の一日が始まる。まず各房に小バケツ一杯分の雑水が届けられる。これで一日の洗顔、掃除、等の全ての用を足さなければならない。七時に朝食が配られる。この時に約四〇〇ccの白湯も付くが、これが飲料水になる。朝食後、各自の食器を洗うが、水は貴重品だから、紙で拭く場合もある。

八時に定時点検がある。この時、居房を整理し、原則として正座で迎えなければならない。この定時点検は「保安部長」が行う。この点検後は、交替で運動時間になるが、この時「担当」「医務官」等が巡回し、日用品、食料の購売及び手紙の許可、それに診察や薬の申請をする。その後、午前十一時の昼食まで自由時間となり、本を読むことができる。本は辞書を含めて十冊まで入れられる。運動もこの時にする。

午後は転向強要や自由時間に充てられる。四時に夕食があり、五時に二度目の点検がある。三度の定時点検とは別に、係長、課長、それに時には所長も見回りに来る。これは"巡視"と呼ばれ、突然やって来るので始末が悪い。

八時には就寝しなければならない。就寝後の午後十時には、その日最後の点検があり、一日が終わる。

刑務所内管理機構

所内の管理体制は、所長を頂点として、一副所長ー課長ー係長ー主任（以上は役職者）ー部長ー担当（この二者が看守）ー指導ー清掃係（この二者は在監者の中で残余刑期の短い者や模範囚から選ばれる）そして、最後に**在監者となる。**

◇

保安課、（所内全般の保安管理）
教務課、第一係（書籍、手紙の検閲）
　　第二係（"転向"工作担当）室長ー主任ー担当
医務課、医務課長ー医務官ー医務担当
庶務課、（所内の事務部門）
接見領渡課、（面会、差し入れ及び在監者の生活部門）

◇

（※教務課第二係の「室長」は係長、「主任」は部長に相当する。この三者は"**専担班**"と呼ばれる転向強要専門のチームになる）

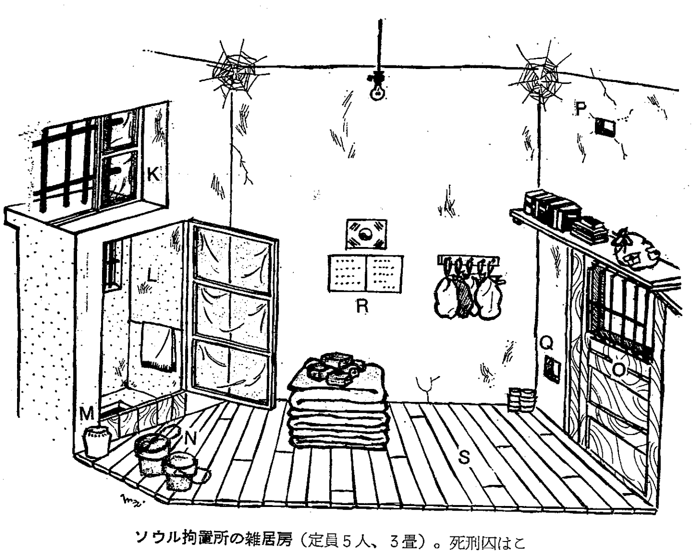

ソウル拘置所の雑居房（定員5人、3畳）。死刑囚はここに入れられている。高さ3m×幅1.8m×奥行き3.5m

定員は五名だが常時七～八名いる。

壁は漆喰で白。電灯は10W。棚がある。

K：窓。高さ〇・九×幅一・三×奥行き一・二m。外側に鉄格子、内側に木枠のビニール張り。

L：トイレ。高さ一・八×幅〇・九×奥行き一・三m。40cmの仕切板を越えて入る。コンクリートの荒壁で小窓がある。扉は木枠のビニール張りでタオルは私用。

M：屑籠、プラスチック製。

N：大は廃物用、小は雑水用。

O：扉、木製で堅牢。窓は60×50cmで、9cmの鉄格子が内側に。冬のみ木枠ビニール張りの窓が取りつけられる。

P：換気口、15cm四方。

Q：配食口、20×25cm。

R：左、在所者遵守事項。右、国民教育憲章（八〇一字）。

S：床板、厚さ3cm×幅15cm×長さ一・八m。全部で21枚。

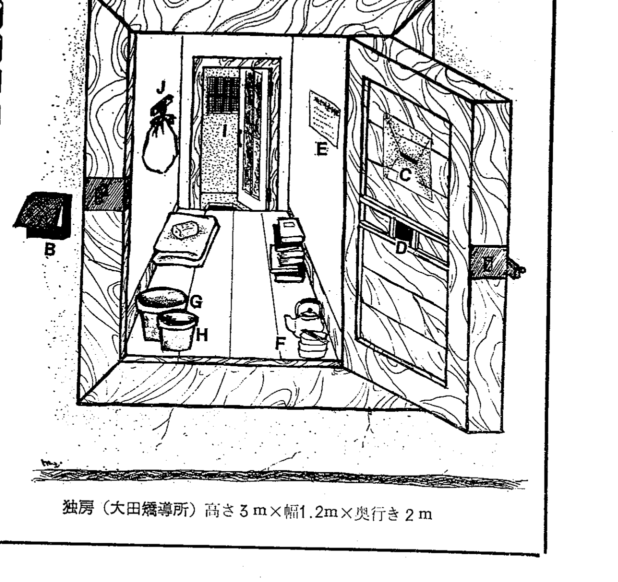

独房（大田矯導所）高さ3m×幅1.2m×奥行き2m

通路から房まで50cmの段差がある。扉は、厚さ20cm×高さ一・五×幅〇・八mの樫の木。房と房の間は煉瓦を積み上げている。壁は漆喰で、電灯は10W。

A：居房表示板。

B：名札入れ（ふたがある）。

C：視察口（くり抜いてある）。

D：配食口、15×20cm。

E：在所者遵守事項。

F：食水用のヤカン（2ℓ）とアルミの食器。

G：廃物入れのバケツ。

H：雑水入れのバケツ。

I：トイレ。高さ一・八×幅一×奥行き〇・八m。窓は70cm四方で内側に鉄格子、外側に金網。扉は木枠にビニール張り。壁はコンクリート地。

J：木綿製の私物入れ袋。

＝転向特集＝

人権無視の邪悪な転向強要を暴露！

在日韓国人「政治犯」救援運動を進めるうえで最も困難な課題は「転向」問題であった。転向をめぐる「政治犯」たちと当局の息詰まるような確執と攻防は、時折面会者らのもたらす情報によりわずかだが窺い知ることができた。しかし、伝わってくるのは転向強要のし烈さを浮き彫りにするものばかりで、肝心の〝転向〟の実態に関しては皆目不明であった。韓国獄内の政治犯に対する行刑施策の根幹ともいうべき「転向」に関する資料が、日本はもとより韓国内にあっても絶無であることに今更ながら驚かされる。言いかえれば、これは当局にとって決して知られたくない事実であろう。獄内の政治犯は、韓国社会のあらゆる偏頗や不条理が醸成する渦の中に置かれている。その獄舎の一隅では、人間破壊に繋る陰微な転向強要が今日も間断なく続いており、これに対し政治犯たちは、肉体的・精神的抹殺の危機に直面しながらも飽くなき闘争心をもって耐え抜いている。われわれ「取材班」は、人間性を無視した苛烈な転向工作の実態を白日の下に曝け出そうと思う。

転向をめぐる韓国の特殊な概念規定

〝転向〟の概念規定は、韓国と日本では明らかに異なる。日本では、「戦前の治安維持法下の共産主義者・社会主義者がその主義を放棄」（広辞苑）し、更には体制側に積極的に協力することをも意味した。

韓国では、これらの内容に加え「自分の考え方を社会に合わせて変えること」（韓国語辞典）が転向とされている。ゆえに、共産主義者・社会主義者だけでなく、現今の社会に一定の批判を持っていれば全て転向強要の対象となるわけだ。

これは韓国の転向問題を考えるうえで重要な意味あいを持ち、在日韓国人「政治犯」たちにとっても大きな問題になってくる。

もう一つ韓国の転向に関して指摘されねばならないのは、その法的裏付けがないことだ。

辛うじて「社会安全法」（七五年七月制定）の第七条一項に保安処分の免除要件として、「反共精神が確立していること」とあるのが挙げられよう。しかしこの条項とても〝釈放〟を前提にしたもので、下獄後間髪入れず行われる転向工作の根拠にはなり難い。加えて「社会安全法」施行以前から転向強要は行われている。

また、各矯導所間で転向に関する書類の様式や工作について微妙な差異があり、整合性を欠いている。これは転向に係る法的整備がなされていない証左であろう。

「政治犯」は特別獄舎に

では転向の具体的工作を順序を追ってたどろう。

「反共法」「国家保安法」刑法の「間諜罪」等の容疑で有罪判決を受けた政治犯は、刑確定後既決囚として各矯導所へ下獄して行く。収監先の選定は、法務部矯正局が各矯導所の政治犯収容能力等を考慮して行う。通常は大田、大邱、全州、光州の四矯導所へ移監されるが、馬山、順天に送られる者もいる。（軍人は既決、未決を問わずソウル郊外の陸軍刑務所に一括収容される）

下獄した政治犯は、その矯導所内の政治犯専用の「特別獄舎」に収容されるが、概ね独房である。

転向工作対象者は、数日後教務課に属する「専担班」から呼び出され、「陳述書」を書かされる。その記載事項は、本籍、住所、氏名、年令、罪名、刑期、家族状況、転向の肯否、等である。「陳述書」は、いわば矯導所サイドの身許調書のようなものだが、これで事件内容、刑期、出身等の状況を勘案し、その本人の転向工作の度合いを判断した上で、最適の担当官が選ばれる。

転向工作は一律的なものでなく転向対象者の〝罪状〟の程度や担当官の性格等により異なった様相と展開を示す。

韓国の政治犯は四つのグループに

ここで韓国の政治犯を便宜的に四つのグループに分けてみよう。

第一は、一九五〇年から六〇年にかけて捕えられた人たちで、この中には韓国動乱の際北から参戦した軍人や地下組織の党員、シンパが含まれる。

第二は、六〇年から七〇年にかけての国内地下党の関連者と民主人士ら。

第三は、七〇年代の在日韓国人「政治犯」と「人革党事件」、等を含む国内弾圧事件の関連者。

第四は、いわゆる「マッカリ反共法違反者」（注1）。

これら四グループへの転向工作の実際的運用は各々異なるが、紙数の関係で在日「政治犯」のみに限定して記すことにしたい。

転向書

所長	副所長	課長	係官

収監番号		住所	
姓名		生年月日	
本籍		罪名	刑期
1. 事件の経緯			
2. 犯罪の動機			
3. 犯罪後の感想			
4. 転向する動機			
5. 民主々義に対する考え			
6. 共産主義に対する考え			
7. これからの希望（出所後の）			

転向書の様式

在日「政治犯」と転向書作成過程

「転向書」の様式は図示の通りで、矯導所により若干異なるがほぼこの形式を踏襲している。

(1) 事件の経緯

この項目で要求されるのは、起訴状や判決文に記された事件の経緯の要約である。私見を書くことは許されない。必然的にKCIAやCIAが捏造した筋書きの引き写しとなるため、ここで拒否する者もいる。

(2) 犯罪の動機

この「犯罪」という言葉に殆どの政治犯は反発し、「転向書」作成を拒むという。在日「政治犯」たちも〝犯罪〟など犯してもいないのに、その動機などあるものか」と喧嘩別れになる場合が多い。逆に当局にとってはこの項目は必須なものとなる。実際に強要される文章は「北からの指令により…」「北に欺され知らずに…」「〇〇に洗脳されたため…」等である。

(3) 犯罪後の感想

罪を犯したことに対する反省文だが、ここでは北や朝総連への攻撃的な文章を要求される。

(4) 転向する動機

「今まで共産主義者だったが韓国の民主主義に目覚めた。これからは大韓民国の一国民として忠誠を誓い自由民主々義の旗の下に歩んで行きます」。これはある係官の指示した一文だが、このように主義・思想という言葉を使い、事件の思想的背景を認めさせようとする。

(5) 民主々義に対する考え

ここでの「民主々義」という意味は、いわゆる維新体制下の「韓国的民主々義」のことだ。だから一般に認識されている民主々義とは似ても似つかぬものである。

(6) 共産主義に対する考え

「共産主義は非人道的、独裁的であり…」等の文を係官は要求する。中には6・25動乱を持ち出し、「共産主義者は反民族的で同民族の親兄弟を無慈悲に虐殺した」等の文章を書くよう言われた人もいる。

(7) これからの希望

転向後、韓国にどのように貢献してゆくかという決意を盛り込まねばならない。一例を挙げよう。「以後、共産主義活動は決してせず、深く憎み、二度とこのような犯罪は犯しません。大韓民国に忠誠を誓い、出所の際には思想運動などには走りません」。これはよく使われる内容である。

転向は裁判の繰り返し

不法、不当なデッチ上げで拘束された在日韓国人「政治犯」らにとって、この「転向書」は絶対に承服できない内容である。吟味熟読すればするほど何も書きたくないと思うのは当然であろう。

公判で徹頭徹尾否認したにもかかわらず、同じ内容を再び矯導所で認めるよう強要するのは、まさに裁判を二回繰り返すことにほかならない。これは近代刑訴法が確立した「一事不再理の原則」（注2）に背馳している。

また、この転向強要は、適当な時期に「判決」があって打ち切られるのではなく、拒絶する限り「際限なき密室裁判」として続くのである。

> 「転向書」とは別に、矯導所内で政治犯に作成を強要する文書がある。
>
> **【覚書】**
>
> 緊急措置令九号違反者及び同令と「反共法」違反の併合罪（転向書を要求される人もいる）に問われた者に適用される。内容としては、①維新体制の是認、②反政府行動への不参加、③挙国一致体制への協力、等。この「覚書」の特徴としては、記録が残るため、もし内容に違反した場合は、「刑執行停止」が解除され再び収監される。国内の反体制人士や学生らは一様に拒否するケースが多い。
>
> **【反省文】**
>
> 「覚書」より拘束力が落ちるため「覚書」を拒否した緊措令関係者に適用される。内容は「今後このような間違いは犯しません」といったもの。普通、「反省文」を当局が持って来ると、〝釈放が近い〟と思うそうだ。
>
> **【誓約書】**
>
> これは矯導所でなくCIAが持ってくる。「反共法」保安法関係者の出獄時に、署名、捺印を要求してくる。内容は既にタイプ印刷されており、「北のスパイにならない……」等の比較的強い調子のため、それほど問題にならないという。

74年以前の転向強要の実態

一九七四年頃まで転向強要の実態は極悪非道であった。この悪辣な工作の犠牲となり、世を去った者の数ははかり知れないほどだ。手をかえ品をかえ繰り返された、当時の身の毛もよだつような残忍な拷問の手口を数例紹介する。

㈠酷暑の独房に非転向政治犯ばかり七～八人を詰め込んだ。寝ることはおろか座ることさえもできず、立ったまま一カ月以上過ごした人もいる。

㈠暴力事犯二、三人と同房させ、〝特典〟をエサに暴行させた。

㈠真冬に裸にして縛り上げ戸外の雪の上に転がし、水をぶっかける。この拷問を受けた者の半数以上が凍死したという。

七四年五月に徐俊植氏は、面会に来た故西村関一氏にその詳細を伝えた。また同年夏には、この残虐な拷問を体験した本国学生の家族や教会関係者からKCIAと法務部へ抗議がなされたため、これ以後は中止された。

陰湿な強要に精神錯乱者も

現在のところ在日韓国人「政治犯」への転向強要は、さすがにこれほど苛烈ではないが、それでもより陰湿な形で強められている。

最近の傾向としては、運動の禁止、面会・差し入れ・通信の制限、医療要請への拒否等、服役囚として当然保障されるべき権利、処遇と絡ませることが多い。所内の極めて限られた待遇が、転向工作の一環として更に劣悪の一途をたどるわけだから、拘束者には全く耐え難く精神錯乱症状を示す者も少なくない。現に「11・22事件」関係の数人にもその兆しが表われている。

また診療拒否は直接的に生命を脅かす危険がある。在日ではないが、本国の政治犯の一部には、慢性盲腸炎、高血圧、結核等のかなり重い症状が出ているにもかかわらず、放置されている例が少なくない。酷い例では、専担班室で業を煮やした担当官らから椅子で殴られ気絶した者もいる。

転向強要はムチのみならずアメを用いても行われる。いわゆる〝懐柔〟である。

武装した看守を伴い「社会参観」と称して所外へ連れ出し、食事を与え、公園、工場、施設等を見学させる。また、所内では頻繁に映画を観せたり講演会を開いたりする。映画は一般のものもあるが「反共もの」が主で、講演会もその類いだ。

それでも在日「政治犯」たちが容易に転向しないのは、自己の良心に忠実であろうとするからだ。転向という非人間的、時代錯誤的な弾圧に頑なまでに抵抗するのは、彼らがかつて、KCIAやCIによるデッチ上げ拷問のためとはいえ、一度は認めてしまったという悔悟があるからという。あのデタラメな捜査と裁判を結果的に容認せざるをえなかった口惜しさが、転向を峻拒する飽くなきエネルギーに転化しているともいえよう。

非人間的な転向強要の即時中止を

最近、転向をめぐり新たな事態が各矯導所で起こっているという。「11・22事件」の非転向者に「転向書」を引っ込め、「反省文」を持ち出してきている形跡がある。これは一年前には全く考えられなかったことであり、彼らの獄中における闘いが着実に前進していることは間違いはない。

しかしながら、このことをして全て転向問題が解決するというのは余りにも早計である。地道な活動を積み重ねて友人たちを取り戻すという救援運動の大道は、いささかの変化もあってはならないのである。

（注1：下町の酒場などでマッカリ＝安酒＝をあおりながら、政府批判や「北」の讃揚を行った者。多くは定職のない老人であるが、見せしめのため重刑を科される。所内でも差し入れが皆無なため悲惨な例が少なくない。

注2：既に確定判決を経た同一事件に再び公訴の提起を許さないという原則）

【付記：ソウル拘置所の死刑囚は原則として未決状態（再審中）にあるが、やはり転向強要をかけられている】

◎

在日「政治犯」と〝転向〟の問題点

在日韓国人「政治犯」、とりわけ「11・22事件」の有期刑者の少なからぬ部分は既に「転向」に踏み切っているという厳粛な事実がある。

しかしこのことを以って、転向者が当局の指示通りの「転向書」を書き、志操を曲げたあげく、一方的に屈服したというのは当たらない。それは当局側も、彼らが一連のデッチ上げ事件に巻き込まれ下獄してきたという事実を熟知しているからだ。また在日韓国人の置かれている状況や位置などにも少なからぬ理解と認識を持っている。

七八年の夏頃に、政治犯の転向状況を視察するため、法務部矯正局の高官が各矯導所を訪ねた。

この時、ある在日韓国人「政治犯」がその高官に、「われわれ僑胞に通常の転向書を押しつけるのはおかしい。あなたにもそれは分かるだろう」と述べたところ、彼もその意見に同意したという。

在日韓国人「政治犯」の大部分は、自己の良心と信念に基いた納得しうる「転向書」を書いた。

ある元政治犯は、「事件の真相とその時の心情を忌憚なく吐露し、真の民主々義者として生きて行く決意であると書いたところ認められた」と拍子抜けしたものだ、といっている。一概に全てが同じではないが、大田矯導所以外は大体このパターンで認容されたという。もっとも、「政治犯」個々のケースでかなり違ってくる。

例えば、転向が認められ、特別舎を出ても偽装転向の疑いがあるとの理由で処遇が折にふれ改悪されるケースもあった。

ここで転向に至るまでの具体的経緯とその後の獄中生活に触れてみよう。

「転向書」が作成されると、一カ月に一度開かれる「審査委員会」の査問を受ける。委員会の構成は、以下の通り。委員長は当該矯導所の所長が就任する。その他は副所長、保安課長、教務課長、担当官（専担班）。これに矯導所に常時出向している分局派遣のKCIAのメンバー一人も加わる。

審査には口答試問があるが、概ねKCIAの係官が主導に質問する。

審査に通ると特別舎を出て一般房に移り、作業に従事する。

作業は午前八時から午後五時までの八時間（昼食一時間）労働でかなり厳しい。作業の種類としては〝印刷〟〝木工〟〝縫製〟〝造花〟〝刺しゅう〟等がある。

また専門技能のある者は〝文芸〟〝水彩（書道）〟〝楽器〟〝園芸〟等の分野に組み込まれる。他には所内の〝清掃〟や家畜や田畑の世話をする〝耕運〟もある。

一般房に入所すると同時に、所内の処遇の基準である「累新制度」の適用者となる。四級から始まり三級二級となるが、食事の質量、通信、面会の回数等は全てこの「累新」で決められている。

ちなみに非転向は四級から変わらない。また、特赦、仮釈放のリストにも載せられるが、出所するのは難しい。転向すれば直ぐにでも出れると当局は吹聴するが、必ずしもそうでない。転向後、十年以上拘束されている政治犯もいる。

＞＜救援＞＜

4·6 収益は差し入れ費用に
救援バザーに800人！

4.6救援大バザー。PLP会館（大阪市北区）

渡韓・差し入れ費用の捻出と救援運動を市民へ一層ひろげることを目的とした、「第二回救援大バザー」は、去る四月六日、大阪・北区のPLP会館で盛大に開かれ、のべ入場者八〇〇名、総売上げ一一〇万円を集約した。

五階の大会場には、この日のために関西の救援会・市民団体らが持ち寄った約三千点を超える物品が、所狭しと並べられた。主な物品は、電化製品、家具、調度品、日用雑貨、衣類、缶詰・食器等の贈答品、乾物などの食料品、靴・履物類、書籍、等。また会場の一角には、ジーンズ、皮製品、キムチ、韓国物産品の特別コーナーが設けられたが、これは今回のバザーの特色であった。

当日は春嵐が吹き荒れるというあいにくの天気であったが、午前十時の開会の合図とともに、近所の主婦ら多数が押しかけ、早速目当ての商品を求め、各売場へ一斉に散って行った。

四階の食堂も同時に開店した。ここには朝鮮料理と喫茶の両部門が設けられた。メニューは、焼肉弁当、トック、酒の肴、それにビール、珈琲、紅茶、ジュース等の飲物。ここでは反原発の女性グループが焼いたケーキが、特に好評であった。また「政治犯」の収監地を記した韓国大地図の前では、著名人のサイン入りの寄贈本を購入する人も少なくなかった。提供者は、李恢成、岡部伊都子、日高六郎、富山妙子氏ら。

一方、五階の物品会場は、午後から徐々に客足も増し、うず高く積まれていた商品も品切れになるなど、売上げも順調に伸びた。そして盛況の内に午後五時、物品、食堂とも業務を終えた。

午後五時半からはバザー会場で、「催し物」として、毎日新聞元ソウル特派員・古野喜政氏の講演会が持たれた。古野氏は、朴射殺後の韓国情勢に触れ、民主化への道はまだまだ遠く、安易な幻想を戒め、また在日「政治犯」の置かれている現状を決して楽観できないことを強調した。

最後に、バザー運営に参加した、救援会員、支援グループ、市民ら約八〇名で、ささやかな打ち上げ会が持たれ、「今年も第二回救援大バザー」は好評の内に無事幕を閉じた。

ビザ申請を出す
5・23対韓国政府交渉団

既報のように、在日韓国人「政治犯」救援を、直接ソウルの韓国政府当局者に訴えようという計画が着々と進行している。日程は五月二十三〜四日頃と決まった。要請先きとしては、当面法務部だけに絞る積りだ。

現在、「11・22救援会」事務局長の桑原重夫氏（54）をはじめとする数人がビザ申請を韓国公館に行っている。また同時に、土井たか子代議士を通じて外務省にもその斡旋方を強力に依頼している。

実現すれば、救援運動史上、初の快挙となるだけに、これに取り組む関係者の意気込みにも熱気が伝わってくるようだ。

要請交渉団は、政府当局者だけでなく、韓国内の野党政治家や民主化グループの人々とも意見を交換する予定である。

光州・金哲顕氏 馬山に移監

光州矯導所に下獄していた金哲顕氏（32）＝無期懲役＝は、房内で一般囚とのトラブルが続くため、かねてより転房か移監を要望していたが、このほどその希望がかなえられ、去る五月九日馬山矯導所に移された。

金氏は、昨春頃より雑居房で同室の一般囚から暴力を振るわれるため、矯導所当局にその改善を要求していた。面会の家族に「もう直ぐ自分の順番になる」と一時はかなり怯えていたという。

また夏には、四畳半の雑居房に十三人も押し込められたため、殆ど眠れず、トイレで突っ立ったまま夜を過ごす日もあったそうだ。

このような人権無視の処遇に、当局は一切頬かぶりをしていたが、このほど再三の要請にやっと重い腰をあげ移監が実現したという。

馬山矯導所は、光州の西約二〇〇キロの位置にあり、韓国内では比較的温暖の地として知られる所で、結核等を患った囚人が数多く収容されている。

在日「政治犯」が馬山に移された例は過去にはない。

◇　◇

光州矯導所で服役中の李秀熙氏（28）＝懲役七年＝の近況を伝えるニュースが先頃もたらされた。

李氏は、現在教務課の下で、差し入れの書籍や郵便物の仕分け等の作業を行っている。身体の調子は、慢性の消化不良が相変わらずのため余り優れない日々が続いているという。

最近の彼は、「他の"政治犯"には日本の友人から励ましの手紙やカードが届くのに、自分には来ない」と、少し淋し気である。

これは、彼の逮捕事実が刑確定後一年を経てようやく判ったので、救援の取り組みが他の人よりも遅れたためだ。

（2面下段よりの続き）

た季節によっては、夏に豆腐（五〇g）が出る時もある。拘束者が最も喜ぶのは祭日に出る特別食である。

祭日は、旧、新の正月。五月の釈迦生誕日（旧暦）、七月十七日の制憲節、八月十五日の光復節、クリスマス。それに最もご馳走が登場するのは旧暦八月十五日の秋夕である。この日は、豚肉（七〇g）やリンゴが配られ、在監者は指折り数えてこの日を待つという。

しかし、総じて所内の食事は劣悪で、領置金で補助食料を購入しないとやって行けない。

事実、長期拘束者は例外なく身体の不調を訴えている。（誰かカロリー計算と栄養学的分析をして下さい＝編集部）

運動

運動時間は各刑務所とも約一時間と同じだがやり方及びグランドの広さは異なる。

ソウル拘置所

15×20mの場所に約二〇人が入るが、政治犯同士は一緒にさせない。しかし、係員の誘導ミスで会える場合が少なくない。運動場で、金芝河氏に励まされた在日政治犯もいる。グランドでは、走ったり、歩いたり、跳んだり、等。各々おもいおもいのことをする。

大田矯導所

非転向政治犯ばかり四人ずつの十組に分けられ、十室に区切られた5米四方のグランドに、各々一人ずつ同時に入れられる。そこで一人で腕立て伏せなどをする。この箱庭は勿論狭いが空が見える。

光州矯導所

ここも政治犯ばかり六人ずつの十二組に分けられ、二組ずつ5×百mの細長い通路のような所で運動する。ここでは、走ることが可能だ。組数が多いため、運動時間が午後になる時もある。

（※三刑務所とも雨天の時には、中止となり洗濯などをする）

懲罰

看守に暴言を吐いたり、ハンストを企てたり、大声を挙げて抵抗した時、"懲罰"にかけられる。

所内の懲罰委員会にかけられる前に、保安課で"袋叩き"にされるのが通例だ。"懲罰"が決まると両手足を縛られ懲罰房に入れられる。手足が自由にならないため常時寝たままで、トイレにも行けない。尾籠な話だが"たれ流し"になる。食事は這って水だけを飲むそうだ。

更に酷い"懲罰"は、同様の格好で真暗な部屋に放り込む。期間は二カ月だが、一〜二週間で発狂するという。また、この"墨部屋"に入れられると眼を必然的にやられるケースが多い。「金哲顕事件」の金明洙氏は、大邱矯導所でこの懲罰をかけられたため、失明寸前までいったという。

"李哲氏は少年のよう"
―初の面会に興奮する―

李哲さんが大田矯導所に移監されてすでに半年。この間、処遇の悪化を伝え聞くだけで救援会は一度も渡韓を実現することができず、やきもきするばかりであった。が、このほどやっと実現した。李哲さんが収監されている大田矯導所は"非転向政治犯をおとす矯導所"として有名である。面会、差し入れの厳しい制限、巧妙かつ熾烈な転向強要など処遇の劣悪さはこれまで家族・救援会を憂慮させてきた。

この四年間、李哲さんと救援会を結ぶものは通信と差し入れだけであった。それも時として当局に妨害されてきたのである。それゆえ、この渡韓では何としても面会を実現させたかった。

ソウルに着いた次の日に、オモニ（趙万朝さん＝義母）と閔香淑さん（夫人）に同行してもらい大田に行くことになった。

ソウルから高速バスで約二時間三十分、住宅街の真中に矯導所があった。早速差し入れをしたが、断られ面会も心配になってきた。

面会を要請して三十分。哲さんの担当官である申（シン）という男が出てきた。オモニの長い交渉の末、やっと許され、一瞬小躍りする。教務課の事務所には既に哲さんが待っていた。初めて見る"友人"の姿は丸坊主に紺の囚人服で、まるで初々しい少年のようであった。

哲さんは熊本訛りで語った。

「僕は元気で頑張っていますから皆さんにそう伝えて下さい」。

「この頭おかしいでしょ。既決囚になると皆こんな頭にされるんですよ」。「西大門も大田もあまり変わりありません。入れられていることに違いないのですから」

「僕は非転向だから仕事をやらせてくれないんです。一日中独房にいます。運動は一日に一時間。狭い運動場に一人ずつ交代に入れられるんです。読書はできます。これからは高校の数学をもう一度やり直したい。数学は経済学、政治学の基礎ですから。西大門にいた頃は三ヵ月間中国語を勉強しました。」「友人からクリスマスカードをもらいました。下着も受け取りました」「島崎先生（中央大時代の恩師）はお元気かな。あの先生にはゼミの後よく飲みに連れて行ってもらったんですよ。僕は大学四年の時からこちらにいて、試験の時だけ日本に帰るという状態でしたからできがよくなくて…一度先生に電話したんですよ。そしたら"自分で勉強することですね"とあっさり言われた」「康宗憲君とは西大門で、死ぬ時は一緒だと言いかわした仲です。だから僕だけ減刑されてここにいることが大変心苦しい。別に裏から嘆願して減刑してもらったわけでもなく、一つもやましいところはないのですが…」「減刑は当日に初めて知らされました。僕の減刑は日本に救援会があったからだと考えています」。

無期という厳しい現実にありながらも、哲さんの口からよどみなくこぼれる言葉は明るく力強かった。再審請求の話を持ち出すと突然面会は打ち切られ、「みなさんによろしく」という言葉を最後に哲さんは追いたてられるように連れて行かれた。およそ一時間の面会であった。

帰り際に係官は「あなた方日本人は本人を大きな気持ちにさせている（自信満々のこと）が苦しむのは本人なんだ」と逆に私を威嚇してきたが、初めて彼に会えたという興奮で私には何の効果もなかった。

面会には閔香淑さんも同席していたが、彼女はほとんど哲さんと話そうとしなかった。それは"お前の口から転向を迫れ"という担当官に対する抗議の意志表示であった。担当官は家族からも強力に転向を勧めるよう、脅しと甘言で迫ってくるそうだ。特に妻である香淑さんには、執拗だという。香淑さんにとっては月一度の面会が哲さんに会える唯一の貴重な時間なのである。その貴重な時間を無言で貫くことにより、彼女は哲さんの闘いを支えようとしている。

彼女の沈黙にはもう一つ意味があった。ソウルを発つ前日、熊本から、李哲さんのオモニ李粉義さん逝去の国際電話が飛びこんできた。電話では、李哲さんにはしばらく伝えないでほしいとのことであったそうだ。そのため面会の間、オモニと香淑さんは告げられぬもどかしさと悟られまいとする配慮で終始沈痛な表情であった。

矯導所の門を出た時、オモニの死さえも知らされない哲さんのことを想うと私も急に思い出したように胸が熱くなってきた。香淑さんの胸もはり裂けんばかりであろう。（李哲さんを救う大阪の会）

李哲氏と大田矯導所

"祖国は私の偉大な師"
康宗憲

お母さんは無事に帰られましたか。お母さんが倉庫に置いてあった書籍や洗濯物をすべて持ち帰りましたので気が軽くなりました。久しぶりに親友達の写真を見てこみあげてくる懐しさをどうすることもできませんでした。

四月五日は私が九年前初めて祖国の土を踏んだ日です。当時の感激と緊張は今なお忘れられません。その後の九年間は半分は学窓に半分は獄中で送りました。十年といえば山河も変わるといいます。その間、私にも祖国にも多くの変化と発展がありました。私は堅い礎石を築いたつもりです。今後その土台に私なりの理想と抱負の人生の塔を建てようと思います。祖国もその間多くの困難に打ち勝ちながら一歩一歩前進しました。私が祖国の土を初めて踏んで以来、祖国は私を暖く包んでくれたし、私は祖国が与えた苦痛と試練の中で、祖国の困難と苦痛を共にしたわけです。我が祖国はそれこそ今日の私を育ててくれた偉大な師でありました。今後も私は変化のない姿勢で祖国と共に歩むことでしょう。祖国は必ず我々学生に再生の道を、また祖国のために奉仕する道をあけてくれるだろうと堅く信じるからです。

お母さんがご覧になったように私は非常に健康で毎日房で千回飛んで汗をかき身を清潔にしております。

そうしますと私に新しいファイトが湧いてくるのです。今回本をたくさん入れて下さいましたので、私の精神と霊魂が更に充電された気持です。常に絶大な支援をしてくれる親友達に真心からの感謝を申し上げます。

今日はこれくらいで　お元気で

一九八〇・四・七

主の復活の次の日　宗憲拝